

発表は次のとおり実施願います。

テレビ ラジオ  
新聞

6月22日（木）12時以降

資料提供（教育庁）

令和5年6月20日

## 茨城県指定有形文化財（建造物）の指定解除について

令和5年6月22日（木）付けで、下記の茨城県指定有形文化財（建造物）について、指定を解除することとなりましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 県指定を解除する文化財

記号番号	名称	数量	所在地	所有者	指定年月日
建34	ほりえけしよいん 堀江家書院	1棟	常陸太田市大方町 1237-1	個人	昭和45年9月28日

#### 2 指定解除の経緯・理由

- ・2011年の東日本大震災で損傷を受けた以降、所有者が事情により修理や維持管理を断念せざるを得ず、傷みが激しく修復困難な状況になっている。
- ・所在する常陸太田市と対応策を協議してきたが、当建物の現地での修理及び保存、移築保存、部材保存などが困難であり、維持管理できる見通しが立たないため、県文化財保護審議会に指定解除を諮問し（R5.3.7）、指定解除の答申（解除が適当）を受けた（R5.5.29）。（茨城県文化財保護条例第5条（解除）の規定のうち「その他特殊の事由がある場合」に該当）

#### 【問合せ先】

茨城県教育庁総務企画部文化課 有形・無形文化財担当 根本 電話 029-301-5449

### 【当該文化財の概要】

堀江家は佐竹氏の家臣堀江氏の一族の末裔と伝える旧家で、佐竹氏国替えの際、分家筋の当家が残留し、土豪として幕末に至ったと言われる。

書院は、木造平屋建、茅葺寄棟造りの建物で、主室及び控えの間の2室の両側に、畳敷の広縁と布板張の落縁を設けた形式。江戸時代末期頃の建立と推定。



指定当時の堀江家書院（昭和45年頃）